

小倉特許情報

 OGURA & CO.

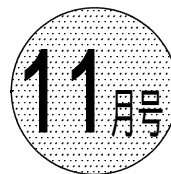
小倉特許事務所

弁理士 小倉正明

事務所〒105-0004 東京都港区新橋5丁目13番4号 YMG新橋ビル5階

TELEPHONE:81-3-3436-2398 TELECOPIER(FAX):81-3-3436-1307

お問い合わせ E-mail : info@ogurapatent.com



2006・11・10

1. 意匠法等の一部を改正する法律の施行期日について

平成18年6月7日に公布された意匠法等の一部を改正する法律について、下記項目につき施行期日が平成19年4月1日と定められましたのでお知らせ致します。

<今回施行期日が定められた項目>

(1) 意匠法の一部改正

- a) 画面デザインの保護の拡充(意匠法2条2項)
- b) 部分意匠制度の見直し(意匠法3条の2)
- c) 関連意匠制度の見直し(意匠法10条等)
- d) 秘密意匠の請求時期の追加(意匠法14条)
- e) 意匠権の存続期間の延長(意匠法21条, 42条)
- f) 意匠の類似の範囲の明確化(意匠法24条2項)

(2) 特許法の一部改正

- g) 補正制度の見直し(特許法17条の2等)
- h) 分割出願制度の見直し(特許法44条等)
- i) 外国語書面出願の翻訳文提出期間の延長(特許法36条の2第2項等)

(3) 商標法の一部改正

- j) 小売業及び卸売業の商標の保護の拡充(商標法2条2項)

『小売業及び卸売業の商標の保護の拡充』についての注意事項

「小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」を指定役務とする商標登録出願をお考えの場合には施行期日にご注意下さい。また、施行後はお早めに出願することをお勧めします。

なぜなら、同一類似の小売サービスを指定役務とする同一類似の商標につき複数の出願があった場合には、平成19年4月1日から3ヶ月以内に出願されたものであれば同日に出願されたものとして審査がなされ(「出願日の特例」(附則7条))、同一類似の商標が重複して登録されることが可能となります。しかし、3ヶ月経過後に出願されたものについては、出願日の特例はなく、先に出願された同一類似商標の存在を理由に拒絶されてしまう可能性があるからです。

なお、商標権を有するか否かにかかわらず、施行前から不正競争の目的でなく小売サービスに使用されている商標は、他人が同一類似の小売サービスを指定役務とする同一類似の商標について商標権を取得した場合でも、施行の際にその業務を行っている範囲内においては、継続してその商標を使用することができます(「継続的使用権」(附則6条))。

施行期日の詳細は特許庁HPの下記URLに掲載されておりますので御覧下さい。

【意匠法等の一部を改正する法律】

http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/ishou_houkaisei.htm

2．日米欧三極特許庁会合での合意事項について

特許庁において、2006年11月13日から17日にかけて日米欧による三極特許庁会合が開催されました。

今回の会合においては、処理時間の短縮やコスト削減を図るための施策として、審査結果の相互利用を一層推し進めるための作業部会の設置、日米欧における出願明細書の様式を統一することとそのための試行プログラムの2007年中の実施等が合意されています。

詳細は特許庁HPの下記URLに掲載されていますので御覧下さい。

【東京会合（第24回三極特許庁会合，2006年11月13日-17日，東京）結果概要】

http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai3/3kyoku24_200611_tokyo.htm

3．外国侵害調査費用助成事業について

東京都知的財産総合センターでは、東京都内の中小企業等を対象に、外国における自社製品の模倣品・権利侵害について、侵害対策に要した費用の1/2以内を200万円を限度として助成する制度を設けています。

ご興味のある方は、東京都知的財産総合センターの下記URLに詳細が掲載されていますので御覧下さい。

【外国侵害調査費用助成事業】

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/3308.html>

以上